（港湾法施行規則の一部改正）

第二条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（第二十八条の二十一関係）

確認対象施設の種類		金額
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	
	津波、偶発波浪（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第四号の偶発波浪をいう。以下同じ。）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	百九十二万五千円
	水門及び閘門	
	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百六万三千円
	その他の施設	二百五十九万五千円
係留施設	レベル二地震動の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	百九十二万五千円
道路	トンネル構造を有する施設	
	静的解析を用いた照査により設計した施設	三百五十一万三千円
	動的解析を用いた照査により設計した施設	四百十六万二千円
	その他の施設	百六万円
橋梁	静的解析を用いた照査により設計した施設	三百五十一万三千円
	動的解析を用いた照査により設計した施設	四百十六万二千円
固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械		二百五十九万五千円
廃棄物埋立護岸	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	百九十二万五千円
海浜		百九十二万五千円

改正前

別表第二（第二十八条の二十一関係）

確認対象施設の種類		金額
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	
	津波、偶発波浪（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第四号の偶発波浪をいう。以下同じ。）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百二万円
	その他の施設	百四十万円
	水門及び閘門	
	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百三十五万円
	その他の施設	二百二万円
係留施設	レベル二地震動の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百二万円
	その他の施設	百四十万円
道路	トンネル構造を有する施設	
	静的解析を用いた照査により設計した施設	二百六十九万七千円
	動的解析を用いた照査により設計した施設	三百三十万円
	その他の施設	八十三万九千円
橋梁	静的解析を用いた照査により設計した施設	二百六十九万七千円
	動的解析を用いた照査により設計した施設	三百三十万円
固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械		二百二万円
廃棄物埋立護岸	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百二万円
	その他の施設	百四十万円
海浜		百四十万円